

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和4年8月5日午後2時00分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

3番 松尾 清敏	4番 森本 豊
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	15番 山本 功
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
18番 岩井 三郎	19番 太田 廣之

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	5番 藤村 絹子
----------	----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
13番 中村 正	14番 田中 吉照

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

12番 米澤 貞幸

事務局	森山 賢一
	山口 健司
	植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和4年度農用地利用集積計画（第4次）の決定について
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

8番 山本 千恵子	9番 井上 和也
-----------	----------

9、閉会の日時 令和4年8月5日午後3時25分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第8回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は、5名中4名の方に出席いただいております。

さて、委員の皆様には、連日の猛暑の中での農作業でお疲れもあることと存じますが、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

当委員会といたしましては、第7波として全国的に感染者も増えておりますので、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、8番山本千恵子委員、9番井上和也委員のお二人にお願いします。

さて、委員の皆様には、お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 ご説明させていただきます前に、1点修正がございます。

議案書の11ページの報告第2号の2につきまして、議案発送後に同件につきまして、平成22年11月30日付けで、既に田から畑への変更計画が出されていることが判明いたしました。

誠に申し訳ございませんが、報告案件から取下げとし、11ページの修正したものをお手元へお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、令和4年6月総会において、議案第1号として、農地法第5条第1項の規定により、農家住宅として転用された際の残地及び隣接地を、贈与により取得されるものです。

譲受人は町外を含む営農地すべてを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 この件については、地区担当委員の田中委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 10番、田中です。

 この案件につきまして、7月22日に山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

 現地は事務局からの説明どおり、農家住宅を建築をされる際に分筆して残った農地及び隣接する農地で、今回親子間で贈与されるものです。

 譲受人は引き続き農地として利用される計画で、地元担当委員としては特に問題のないものと考えております。

 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

 それでは議案第1号について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
 よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第4第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

 事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 3ページをお開きください。

 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

 場所については4ページの地図のとおりです。

 本件については、自動車販売事業者の販売用車両を置くスペースが手狭となったため、当該地においてその販売用車両を置く目的で貸すことを前提に転用されるものです。

 本件の立地基準につきましては、農用区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、精華町役場から300メートル

以内の区域で、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、排水計画や砕石の敷設等も計画されており、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 この件についても、地区担当委員の田中委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 10番、田中です。

この案件につきまして、7月28日に米澤推進委員、山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。現地はいちご狩りの来客用駐車場として一時転用されていた土地であり、事務局から説明がありましたように、転用後は、排水・土砂の流出等の対応を取られるとのことで、周辺農地への営農への支障もないことから、地元担当委員としては特に問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に議案第3号、令和4年度農用地利用集積計画（第4次）の決定について、を議題とします。

それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 5ページをお開きください。

議案第3号令和4年度農用地利用集積計画（第4次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

6 ページをお開きください。1 番でございます。

【 提案説明 】

場所については8 ページの地図のとおりです。

本計画は、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、本計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局 9 ページをお開きください。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。1 番でございます。

【 内容報告 】

場所については10 ページの地図のとおりです。

市街化区域である光台四丁目の農地ですが、同一所有者の当該地南側のアパートへの電気引き込み線を街区の北側から取る必要があったため、当該地の隣接地を個人住宅として転用・売却された際に上空に引き込み線が通る部分を分筆して残されていたもので、今回アパートへの通路として利用されるものです。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、田から畑への変更計画届について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局 11ページをお開きください。それでは報告第2号、田から畑への変更計画届について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については12ページの地図のとおりです。

当該地について、水はけや獣害等、条件が悪いため、土を入れて田を畑に形状変更して果樹を栽培するため今般届出があったものでございます。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

8月31日水曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を8月31日水曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますが、議案締切りから総会までの日がなく、議案書は当日配付とさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後3時25分